

# 寄付行為

## 財団法人 地域総合研究所寄付行為

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 この法人は、財団法人地域総合研究所という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を岐阜市宇佐南4丁目8番地16号、昭和ビル内に置く。

#### (目 的)

第3条 この法人は、岐阜県内の経済を主軸とする地域にかかわる諸問題について総合的な調査分析及び計画策定を行い、もって岐阜県における地域社会の振興発展に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域経済及び産業の振興発展に関し、社会科学的手法により調査・研究とその成果の公開。
- (2) 特定地域における地域経済振興策及び総合社会問題の研究並びに住民意識調査とその成果の公開。
- (3) 地域経済及び総合社会問題に関する情報の公開。
- (4) 地域経済及び総合社会問題に関する講演・セミナーの公開。
- (5) 産業・経済及び地域振興計画、その他総合社会問題に関する受託及び調査研究。
- (6) 地域経済及び地域振興の背景を成す、自然・歴史・文化に関する調査・研究とその成果の活用方策の研究。
- (7) 産業・経済及び地域振興を目的とした、県内及び県境を越えた地域との交流・連携に関する調査・研究。
- (8) NPOと地域住民、行政、企業との協働事業の推進及び事業を実現するための助言・指導及び調査研究。
- (9) NPOや公益団体への組織運営・活動への支援及び助言・指導。
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な第1号から第8号までの事業に付帯する事業。

### 第2章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産。
- (2) 寄付金品。
- (3) 賛助会費。
- (4) 資産から生ずる収入。
- (5) 事業に伴う収入。
- (6) その他の収入。

---

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産。
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産。
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保にすることができない。

但し、やむを得ない理由があるときは、理事の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の承認を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産を持って支弁する。

(予算及び決算)

第10条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2ヶ月以内に、その年度末の財産目録と共に監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第11条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、予算成立の日までの間に係る暫定予算を調整して、これを執行する。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終る。

---

### 第3章 役員

#### (種別及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

理事長	1名
理事	5名以上15名以内(理事長を含む)
監事	2名以上4名以内

- 2 役員は理事会において選任する。
- 3 理事は互選にとり、理事長を定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### (職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。
- 3 監事は、民法第59条の職務を行う。

#### (任期)

第15条 役員任期は4年とする。但し補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

また、増員役員任期は現職役員残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

#### (解任)

第16条 役員に役員としてふさわしくない行為があった時は、理事会において、理事4分の3以上の同意により解任することができる。

### 第4章 理事会

#### (構成)

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第18条 理事会は、この寄付行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定。
- (2) 事業報告の承認。
- (3) その他法人の運営に関する重要な事項。

---

(招 集)

第19条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事又は監事から、議会の目的たる事項を示して請求があった時は、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示し、予め文書を以て通知しなければならない。

(議 長)

第20条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第21条 理事会は、理事3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第22条 理事会の議事は、この寄付行為に別に規定するものの外、出席理事の過半数の同意を得て決する。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、予め通知された事項について、書面を以て表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の運用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所。
- (2) 理事の現在数。
- (3) 会議に出席した理事の氏名。(書面表決者及び表決委任者含む)
- (4) 議決事項。
- (5) 議事の経過。

2 議事録には、出席理事のなかから、その議会において選出された議事録署名人一人以上が議長とともに署名しなければならない。

## 第5章 顧問、相談役及び参事

(顧問及び相談役)

第25条 この法人には、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長の推薦により理事会に諮り選任する。
- 3 顧問及び相談役は、必要と認められた事項について理事会の諮問に応ずる。

---

(参事)

第26条 この法人には、参事を若干名置くことができる。

- 2 参事は、理事長の推薦により理事会に諮り選任する。
- 3 参事は、この法人の活動に関し、助言を行うことができる。

## 第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第27条 この寄付行為は、理事会において、理事4分の3以上の同意を得、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第28条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定による他理事会において、理事4分の3以上の同意を得、主務官庁の許可があったとき解散する。

2 解散後の残余財産は、理事会の議決を得て、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

## 第7章 雑 則

(委 任)

第29条 この寄付行為の施行について、必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 付 則

1 この法人の設立当初の役員は、第13条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとする。

2 この法人の設立当初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第18条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった昭和54年6月30日までとする。

附則(平成4年8月19日施行)

この寄付行為の一部改正は変更認可の日(平成4年8月19日)から施行する。

附則(平成5年10月18日施行)

この寄付行為の一部改正は変更認可の日(平成5年10月18日)から施行する。

附則(平成10年10月7日施行)

この寄付行為の一部改正は変更認可の日(平成10年10月7日)から施行する。

附則（平成15年6月6日施行）

この寄付行為の一部改正は変更認可の日（平成15年6月6日）から施行する。

附則（平成16年8月23日施行）

この寄付行為の一部改正は変更認可の日（平成16年8月23日）から施行する。

附則（平成17年8月22日施行）

この寄付行為の一部改正は変更認可の日（平成17年8月22日）から施行する。

附則（平成21年8月24日施行）

この寄付行為の一部改正は変更認可の日（平成21年8月24日）から施行する。